

令和元年度名古屋市教育委員会第43号議案

名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

- (1) 博物館資料の複写に関する市民の利用希望を踏まえ、複写の区分にカラー複写を加えます。
- (2) 博物館資料の複写に関する博物館の費用負担を踏まえ、複写の手数料の額を改めます。

改正前		改正後	
区分	手数料の額	区分	手数料の額
複写用紙（日本産業規格A4）	25円	複写用紙（モノクローム）	30円
複写用紙（日本産業規格B4）	30円		
—	—	複写用紙（カラー）	60円
印画紙	30円	印画紙（モノクローム）	30円

2 施行期日

令和2年4月1日から施行します。

3 規則案

別紙のとおり

(案)

名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年 月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市博物館条例施行規則の一部を改正する規則

名古屋市博物館条例施行規則（昭和52年名古屋市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表第4を次のように改める。

別表第4（第23条関係）

区分	手数料の額
複写用紙（モノクローム）1枚につき	30円
複写用紙（カラー）1枚につき	60円
印画紙（モノクローム）1枚につき	30円

第6号様式を次のように改める。

第 6 号様式

		※ 受付 番号		第		号		
名古屋市博物館博物館資料複写申込書								
年 月 日								
(宛先) 名古屋市教育委員会								
(申込者)								
住 所 (団体は主な事務所の所在地及び名称)								
氏 名 (団体は代表者氏名)								
電 話 自宅 (団体は主な事務所)								
勤務先								
次のとおり博物館資料の複写を申し込みます。								
複 写 年 月 日			年 月 日					
複 写 の 目 的								
分 類 番 号			整 理 番 号		資 料 名		ペ ー ジ	枚 数
								枚
手 数 料			モノクローム		30円× 枚＝ 円		計 円	
			カラー		60円× 枚＝ 円			
			印 画 紙 (モノクローム)		30円× 枚＝ 円			
そ の 他								

注 ※印の欄は、記入の必要がありません。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A 4 とする。

附 則

- 1 この規則は、令和 2 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この規則による改正後の名古屋市博物館条例施行規則別表第 4 の規定は、施行日以後に申込みがあった複写に係る手数料から適用し、施行日前に申込みがあった複写に係る手数料については、なお従前の例による。

